令和８年（2026年）３月１０日
総務委員会資料
企画部企画課
企画部資産管理活用課

採択された請願・陳情及び主な検討事項の処理状況について

＊対応等について報告済みのものを除く。

	区分	請願・陳情番号・件名 検討事項とした項目	採択又は検討事項 とした定例会など	請願・陳情又は検討事項の主旨	処理状況	所管
1	陳情	令和５年第１３号陳情 行政が運営主体となる新規火葬場建設を求める陳情	令和５年 第３回定例会	中野区を含めた近隣区での、行政が運営主体となる新規火葬場の設立を陳情いたします。	「中野区墓地等の経営の許可等に関する条例」において、火葬場の設置場所は、住宅等からおおむね２５０メートル以上離れていなければならないと定めており、区内での設置は困難な状況である。 将来にわたり安心して火葬を行える体制を確保する必要があることから、東京都における将来の火葬需要を把握し、火葬能力の強化に向けた具体的な対応策の検討を行うため、現在、東京都が火葬場の運営実態を調査しているところである。区としては、東京都の調査結果と具体的な対応策の検討状況を注視していく。	企画部企画課
2	陳情	令和６年第２号陳情 インターネットの健全利用に関する条例の検討を求める陳情	令和６年 第１回定例会	中野区民の安全・安心な暮らしの実現のために中野区および中野区議会において、以下の点を踏まえたインターネットの健全利用に関する条例の検討を求めます。 １．インターネットによる人権侵害について、区民を被害者だけでなく、加害者にさせないため、中野区が情報リテラシー教育・啓発の推進をすることにより、区民一人ひとりの名誉を守ること。 ２．何人にもインターネット上で虚偽情報の拡散、誹謗中傷、また営利目的で他人の名誉を毀損させないこと。 ３．区民一人ひとりが不確かな情報を見極める力を養い、インターネットを利活用する能力を高め、情報モラルの格差をなくすこと。	国の法改正後の状況や、自治体における条例制定状況等の確認を行っていく。	企画部企画課
3	陳情	令和７年第１２号陳情 ２項 消費生活センターを、消費者団体の活動拠点機能を持った施設となるよう、区役所外に設置することを求める陳情	令和７年 第３回定例会	上記跡地に設置ができない場合は、例えば松が丘の清掃事務所・リサイクル展示室の建て替えに際して消費者センターを組み込むなど、他の場所への設置を検討して下さい。	令和８年１月２８日区民委員会において、「今後の消費者活動の支援等について」を報告。 消費者団体に対する支援及び活動場所の確保については、今後、消費者団体の意見を聴取しながら、消費者行政の推進に向けた協働の方向性や具体的な支援策について検討を進める。	企画部資産管理活用課